

議案第76号

事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）につ いて

次のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第2項第5号に規定する事業契約を締結すること及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事業契約の締結

- (1) 事業名 鳥取県立美術館整備運営事業
- (2) 事業の場所 倉吉市駄経寺町二丁目3番12号ほか
- (3) 契約の相手方 鳥取市立川町二丁目325番地
鳥取県立美術館パートナーズ株式会社
代表取締役 浮 穴 浩 一
- (4) 契約金額 14,265,981,372円
- (5) 契約締結の方法 総合評価一般競争入札

(6) 契 約 期 間 契約締結の日から令和22年3月31日まで

2 指定管理者の指定

(1) 公の施設の名称 鳥取県立美術館

(2) 指 定 管 理 者 鳥取市立川町二丁目325番地

鳥取県立美術館パートナーズ株式会社

代表取締役 浮 穴 浩 一

(3) 指 定 の 期 間 鳥取県立美術館の供用開始の日から令和22年3月31日まで

(4) 理 由 鳥取県立美術館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取
県立美術館パートナーズ株式会社を指定管理者として指定しようと
するものである。